

災害と人権

◎ 高知県の災害

高知県は、地理的・地勢的条件から地震や風水害が起きやすく、これまでも地震や台風、集中豪雨など多くの災害被害に遭ってきました。

なかでも、地震災害については、過去から繰り返し南海トラフ地震に襲われ、その都度大きな被害を受けてきました。昭和南海地震から長い年月が経過した今、次の地震が発生する可能性が徐々に高まっています。

そんな中、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに上回る大津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害がもたらされ、また多くの尊い人命が失われました。

私たちは、この東日本大震災の教訓に基づいて、新たな南海トラフ地震に備え、できる限り被害を小さくするために努力しなければなりません。

県や市町村をはじめ防災関係機関は被害の軽減のために最大限の努力をすることはもちろん、私たち県民一人ひとりが災害から自分自身の生命を守り、自分たちの地域社会を守る、という東日本大震災で改めて気付かされた防災の基本に立って、家庭や事業所での備えを行い、また地域において住民相互の協力による防災活動を行うことが重要です。

◎ 災害時の生活と人権

東日本大震災では、災害発生直後から避難場所までの移動の段階から、避難場所での避難生活が続く段階、さらには仮設住宅での生活の段階に至るまで、それぞれの段階で、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦その他特別な支援や配慮を必要とする人たちへの支援が十分でなかったことが問題となりました。

これまで経験したことのない災害に遭遇し、生命の危険にさらされつつも安全な場所にやっと避難したものの、その避難場所では家族や知人の安否に不安を覚えるなか、生活物資の慢性的不足と不自由な集団生活を強いられ、しかも被災前の日常生活への回復は早期には到底望み得ない、という状況のもとでは、私たちの心身はともに疲労の限界に達してしまいます。

まして、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦その他災害時に特別な支援や配慮を必要とする人たちの多くが、避難場所への移動から避難所等での生活などの各段階で十分な支援が得られず、必要な物資の支給を受けられない、避難所での必要な生活環境が確保されない、といった日常生活上のごく当たり前の人間としての権利が著しい制約を受けることになったのです。

東日本大震災の概要

地震の発生

平成23(2011)年3月11日14時46分18秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖130キロメートルの太平洋上の海底を震源とする地震が発生しました。地震の規模はマグニチュード9.0で、日本周辺での観測史上最大の地震となりました。

巨大津波による被害

この地震により巨大な津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋上沿岸部が壊滅的な被害を受けました。また巨大津波以外にも、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって、北海道南岸から東北を経て東京湾を含む関東南部に至る広大な範囲で被害が発生し、各種インフラが寸断されました。

平成26(2014)年8月8日時点で、震災による死者・行方不明者は1万8,496人、建築物の全壊・半壊は合わせて40万438戸が確認されています。

震災発生直後の避難者は40万人以上、停電世帯は800万戸以上、断水世帯は180万戸以上等の数値が報告されています。復興庁によると平成26(2014)年7月10日時点の避難者等の数は24万7,233人で、避難が長期化していることが特徴的です。

福島第一原子力発電所事故

地震から約1時間後に遡上高15メートルの津波に襲われた東京電力第一原子力発電所は、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、1号炉・2号炉・3号炉で炉心溶融(メルトダウン)が発生し、大量の放射能物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展しました。

人権への配慮が十分に行き届かなかった事例

- 避難所によっては、女性が授乳や着替えをするための場所がなかった。
- 避難所において、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた。
- 原発事故のあった福島県からの避難者が、ホテルで宿泊拒否をされたり、ガソリンの給油を拒否された。

東日本大震災による犠牲者①

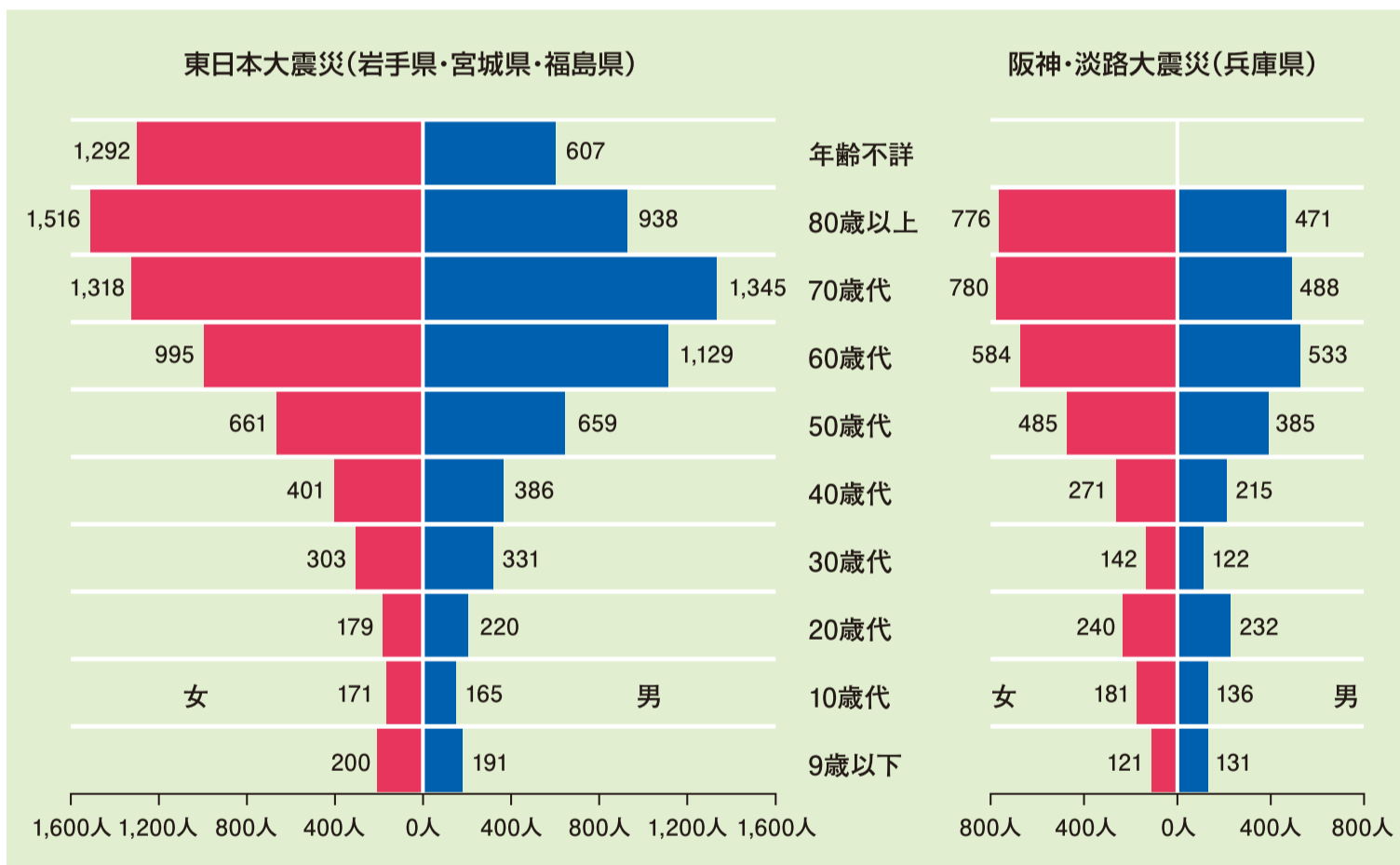
◎ 高い高齢者の死亡率

1. 東日本大震災と阪神・淡路大震災の男女別年齢別死者数

東日本大震災は、津波による被害が大きかったため溺死による死者が9割以上であり、阪神・淡路大震災は、建物の倒壊等による圧死が8割以上と死因は大きく異なりますが、いずれも60歳以上、あるいは70歳以上の高齢者の生命が多く失われています。

阪神・淡路大震災では、住宅のうち木造が多い長屋や共同建低層住宅で全壊率が際立って高く、こうした住宅に高齢者や学生が比較的多く住んでいたため、高齢者とともに20歳代で死者数が多かったと考えられています。阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋や家具の下敷きによる圧死が多かったのです。

東日本大震災と阪神・淡路大震災の男女別年齢別死者数



(注) 東日本大震災：警察庁資料から内閣府作成。平成23年4月11日現在、検視等を終えている者を掲載(性別不詳128人は図から省略)。阪神・淡路大震災：兵庫県資料(性別不詳9人は図から省略)
(資料) 平成23年版防災白書(同掲載データをもとに当図録で作成)



東日本大震災による犠牲者②

2. 東日本大震災死者構成比対人口構成比

東日本大震災の死者のうち60歳以上の比率は64.4%で、東北3県沿岸市町村人口の同比率30.6%の2倍以上となっています。60歳代、70歳代、80歳代以上の比率は、人口比率のそれぞれ1.4倍、2.3倍、3.3倍となっており、高齢者ほど死亡率が高くなっています。

東日本大震災死者構成比対人口構成比(倍)

	9歳以下	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
男女計	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6	0.9	1.4	2.3	3.3
男	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.9	1.5	2.6	3.7
女	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6	0.9	1.3	2.0	3.0

(注) (資料) 同上

◎ 高い障害者の死亡率

宮城県の沿岸13市町村で障害者手帳所持者の3.5%にあたる1,027人が東日本大震災で亡くなり、死亡率が住民全体の2.5倍に上っています。大半が津波による溺死とみられ、沿岸部に住む多くの障害者が津波から逃げ遅れた可能性があります。

障害者手帳の種類別死亡率は、身体障害者が3.9%、精神障害者が3.1%、知的障害者が1.5%となっています。

宮城県沿岸13自治体の
住民と障害者手帳所持者の
死者数と死亡率

	住民	障害者手帳所持者
震災前 (2011年3月)	62万 6926人	2万 9185人※
犠牲者数 (12年3月)	8499人	1027人
死亡率	1.4%	3.5%

※複数の手帳を持つ重複者を含む

災害要配慮者に対する支援①

◎ 要配慮者とは

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者をいいます。

- (1) 高齢者(一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、家族と同居しているものの日中は一人になることが多い高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者など)
- (2) 身体障害者(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者など)
- (3) 知的障害者
- (4) 精神障害者
- (5) 発達障害者
- (6) 高次脳機能障害者
- (7) 若年性認知症を有する者
- (8) 重症心身障害児・者
- (9) 生活支援が必要な難病等患者
- (10) 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者(人口呼吸器使用者、在宅酸素療法者等の医療機器等を装着している者、人工透析を受けている者など)
- (11) 乳幼児・児童
- (12) 妊産婦
- (13) 外国人(日本語の理解が十分でない者)

災害要配慮者に対する支援②

◎ 要配慮者への支援のあり方

1. 高齢者や障害児・者等

東日本大震災では、被災直後から情報伝達や避難支援、避難所生活等様々な面で対応が不十分でありました。

- (1) 年齢や障害の状況等に応じた適切な情報伝達手段をもって、確実に情報伝達を行う。
- (2) 避難生活では、環境の急変による影響を考慮し、居住スペースや食事、医薬品など必要な物資の速やかな提供を図る。
- (3) 必要に応じて「福祉避難所」への移送を行う。

2. 乳幼児、妊産婦

東日本大震災では、避難所に授乳や着替えのための場所が設けられていないことがありました。

- (1) 授乳やおむつの交換、着替え等に配慮した居住スペースを確保する。
- (2) 感染症への対応など衛生面、環境面に配慮したスペースを確保する。

3. 外国人

- (1) 外国語やイラストなどを使い情報伝達に配慮する。
- (2) 避難所生活にあたっては、文化の違いを理解した対応を行う。

4. 避難所における女性に対する配慮

女性への暴力や性犯罪の防止の観点から、更衣室やトイレ、化粧や身だしなみ等女性に特有の生活習慣に関する配慮が必要であるとともに、避難所生活において過度な負担を強いることのないよう、女性の権利を尊重し、安心して避難所生活を送ることができる安全な環境を確保する必要があります。

避難所の適切な運営

◎ 避難所とは

地震等の災害のため家屋の倒壊、焼失など現に被害を受け、または受けるおそれのある者を、災害の危険性がなくなるまで一時的に、必要な期間滞在させるための施設として市町村長が指定します。一般的には学校、公民館などがされます。

◎ 福祉避難所とは

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で、一般の避難所では生活に支障をきたすため、何らかの配慮を必要とする者を受け入れる施設として知事又は市町村長が指定します。

高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保健福祉センターなどが多く指定されています。

◎ より適切な避難所運営のための必要事項

避難所における支援において留意すべき点として次のようなことが求められています。

- 生活環境の改善(畳・マット・カーペットなど)
- トイレ、風呂の確保(仮設トイレなど)
- プライバシーの確保(間仕切りなど)
- 暑さ、寒さ対策(冷暖房設備の設置)
- 日常生活機器の確保(洗濯機、乾燥機など)
- 食事メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保
- 避難住民の健康・衛生面の管理、心のケア、住宅相談)
- 迅速かつ具体的な情報提供(聴覚障害者に対する文字放送機器による提供など)
- 女性への配慮(男性用トイレと女性用トイレを衝立で仕切るなど)
- 高齢者、障害者要援護者への配慮(相談窓口の設置、ヘルパーの派遣、洋式仮設トイレの確保、紙おむつ、ストーマ用装具者の消耗機材の確保など)

【出典「厚生労働省関係の災害時要援護者対策 厚生労働省災害救助救援対策室2008】

取組の事例紹介

◎ 避難行動要支援者との防災避難訓練の実施



※避難行動要支援者とは・・・災害時に一人では避難することが困難な方。

◎ 避難所運営に関する「避難所運営訓練(HUG)」の実施

HUGは、H(hinanjyo避難所)、U(unei運営)、G(gameゲーム)の頭文字を取ったもので、避難所運営をみんなで考えるための一手法として静岡県で開発されました。

この訓練では、避難所の年齢や性別、それぞれが抱える事情が書かれたカードを使って、高齢者や障害者など要配慮者への対応や、炊き出し場や仮設トイレといった生活空間の確保、視察や取材対応など、避難所で起こる様々な出来事に対して、グループ内で意見を出し合いながら避難所の運営を模擬体験します。

